

病院局一般競争入札実施要領

令和 4 年 3 月 1 日

病院局経営管理課

(趣旨)

第 1 この要領は、病院局が発注する建設工事において実施する一般競争入札の手続について、宮崎県病院局財務規程（平成 1 8 年病院局企業管理規程第 1 5 号。以下「財務規程」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 1 8 年 3 月 3 1 日病院局企業管理規程第 1 3 号。以下「特定役務調達規程」という。）及び宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（平成 1 9 年 7 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、「一般競争入札」とは、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定役務のうち建設工事の調達契約として総務大臣が定める額以上の建設工事に係る契約を締結するために実施する入札方法をいう。

(入札参加資格)

第 3 入札に参加する者（共同企業体で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 2 0 年宮崎県告示第 3 6 9 号。以下「入札参加資格要綱」という。）第 7 条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第 1 0 条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和 5 4 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。

- (9) 建設工事に係る設計業務等の受託者でないこと及び次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2 前項に規定するもののほか、建設工事ごとに、次の各号に規定する事項を入札参加資格として定めることができる。ただし、事業所の所在地に関する事項は定めることができない。

(1) 入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に関する事項

(2) 同種又は類似の工事の実績に関する事項

(3) 建設工事に必要と認められる技術者に関する事項

(4) その他入札参加資格として必要と認められる事項

3 共同企業体又は事業協同組合として入札に参加する場合には、その構成員又は組員である者は当該入札に参加することができない。

(調査基準価格等の設定)

第3の2 この要領による入札においては、調査基準価格及び失格基準価格を設けることができるものとし、この場合にあっては、入札公告にその旨を記載するものとする。

2 前項の規定は、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め）の規定を準用する。

(入札参加資格の決定)

第4 入札参加資格は、病院局入札参加資格審査会規程（平成27年6月1日病院局経営管理課定め）第1条に規定する病院局入札参加資格審査会の審査を経て、病院局長が決定する。

2 前項の審査を受けようとするときは、病院局技術審査会設置要綱（平成27年6月1日病院局経営管理課定め）第1条に規定する病院局技術審査会の審査を経るものとする。

(入札の公告)

第5 入札公告は、県公報及び宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行うものとする。

2 前項の公告は、開札日の前日から起算して40日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。）までに行うものとする。ただし、特定役務調達規程第4条第1項及び第2項に定める範囲において短縮することができる。

3 第1項の公告は、特定役務調達規程第5条及び第8条の定めるところによる。

(入札説明書等の交付)

第6 対象工事の発注機関（以下「発注機関」という。）においては、入札に参加しようとする者のうち申請する者に対して次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

- (1) 入札公告の写し
- (2) 特記仕様書
- (3) その他業務の内容を把握するために必要と認められる設計書及び工事図面等の資料（以下「設計図書等」という。）

2 入札説明書等は、公告日から開札日の前日まで交付するものとする。

3 入札説明書等の交付にあつては実費相当額を徴収できるものとし、実費相当額を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札説明書等に関する質問及び回答）

第7 入札説明書等に関する質問は、公告日から開札日の前日から起算して10日前の日まで発注機関において宮崎県電子申請システムにより受け付けるものとする。

2 質問に対する回答は、入札情報サービスに速やかに掲載することにより行うものとする。

（入札参加手続）

第8 入札に参加しようとする者は、電子入札要領第8条第1項に規定する入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）（以下「電子入札申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

- (1) 同種工事施工実績調書（別記様式第2号）
- (2) 監理技術者等の資格・工事経験調書（別記様式第3号）
- (3) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (4) 経営事項審査結果通知書の写し
- (5) その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料

2 電子入札要領第12条第1号の規定により、入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を希望する者は、前項に規定する電子入札申請書に代えて宮崎県紙入札運用基準（令和7年4月1日定め。以下「紙入札基準」という。）第6第1号に規定する入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）（以下「紙入札申請書」という。）を持参又は送付（郵便書留など配達記録の確認ができるものに限る。以下同じ。）により提出するものとする。

3 特定建設工事共同企業体により入札に参加しようとする者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部技術企画課定め）第10条第2項に定める書類を、電子入札申請書又は紙入札申請書（以下これらを「申請書」という。）提出の際に提出するものとする。

なお、この場合において、第1項第1号及び第2号に掲げる書類については、同要領同項第5号及び第6号をもって代えることとする。

4 確認資料については、発注機関に持参又は送付することにより提出するものとする。

- 5 申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)は、入札公告に定める日(以下「提出期限日」という。)までに提出(送付による提出にあつては、提出期限日までに発注機関に到達しているものに限る。以下同じ。)しなければならない。
- 6 提出期限日までに提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 7 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めないものとする。

(費用の負担等)

第9 申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された申請書等は、返却しない。

(入札参加資格の確認)

第10 発注機関の長は、提出期限日の翌日から起算して10日以内に入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、入札参加資格を確認したときは、当該確認結果を電子入札要領第8条第3項に規定する入札参加届出書受理通知書(入札参加資格確認結果通知書)(第8第2項に規定する紙入札申請書を提出した者に対しては、紙入札基準第7第3号に規定する入札参加届出書受理通知書(入札参加資格確認結果通知書)。以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

なお、この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加資格のうち要件を満たさない項目及び要件を満たさない理由を通知するとともに、当該理由についての説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領(平成15年8月1日総務部財政課・県土整備部管理課・技術企画課定め。以下「苦情処理要領」という。)に準じて、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、発注機関の長に対して一次(二次)苦情申立書(苦情処理要領別記様式第1号。以下「申立書」という。)により入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項の申立書を受理したときは、当該申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して苦情処理要領に定めるところにより回答するものとする。
- 3 前項の回答に当たり、入札参加資格があると認める場合は、第4の規定により当該入札に係る入札参加資格を審査した病院局入札参加資格審査会を経て、入札参加資格がないとした確認通知書を取消すとともに、入札参加資格があるとする確認通知書により回答するものとする。

(入札保証金)

第12 入札保証金は納付させるものとする。ただし、財務規程第81条第2項第1号又は第2号に該当すると認められるときは免除することができる。

2 前項の事項は、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札書の提出)

第13 入札書は、電子入札要領第10条に定めるところにより提出するものとする。

(工事費内訳書)

第14 入札参加者は、入札書提出時に工事費内訳書を提出するものとする。

(紙入札における取扱い)

第14の2 紙入札申請書を提出し、第10第2項に規定する確認通知書により入札参加資格があると認められた者（以下「紙入札による入札参加者」という。）は、入札書及び工事費内訳書の作成及び提出にあたっては、第13及び第14の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を1件ごとに封書にし、発注機関に持参又は送付により提出すること。ただし、代理人が持参により提出する場合は、紙入札基準第2第1項ただし書に規定する委任状を書面により作成し、押印の上、封書とは別にして、発注機関に持参して提出すること。

(1) 入札書（書面により作成し、押印すること。）

(2) 工事費内訳書（書面により作成すること。）

(3) 確認通知書の写し

2 紙入札による入札書の提出期間は、開札日の前日から起算して9日前から開札日の前日の午後5時まで（送付による提出にあつては、開札日の前日の午後5時必着）を標準とし、入札公告において定めるものとする。

(落札者の決定)

第15 開札（第15の2に規定する再度の入札に係る開札を含む。）の結果、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者（失格又は無効とされた者を除く。）を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合において、落札者となるべき者が調査基準価格を下回る価格により入札した者（以下「低価格入札者」という。）であるときは、別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

2 落札者となるべき者に対する低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が低価格入札者であるときは、低入札価格調査を行うものとする。

3 第1項本文の最低価格で入札した者が二者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじにより落札者を決定する。ただし、この場合においても、第1項ただし書の規定を適用する。

- 4 発注機関の長は、落札者を決定した場合にあっては電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書又は書面により通知するものとする。
- 5 発注機関の長は、落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明し当該落札決定を取り消した場合又は第16の規定により入札を無効とした場合は、落札決定を取り消された者又は入札を無効とされた者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定め、無効者等以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては予定価格の範囲内で無効者等の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 6 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書（別記様式第4号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。
- 7 落札決定を取り消した後に次順位者以降の者をもって落札者とする場合は、入札参加者に対して落札決定通知書に当初の落札決定を取り消した旨を付して通知するものとする。ただし、落札者となるべき者がいないときは、落札決定取消通知書（入札参加資格がないとした理由を除く。）により通知するものとする。

（再度の入札）

- 第15の2 発注機関の長は、予定価格を入札前に公表しない場合において、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、初回の入札に参加した者（低入札価格調査の辞退者、失格又は無効とされた者を除く。）による入札（以下「再度の入札」という。）を直ちに実施するものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、発注機関の長は、持参又は送付に要する期間を考慮して再度の入札の開札日を定めるものとする。
- 2 再度の入札の回数は、1回とする。
 - 3 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、予定価格を超えた応札のうち最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、最低価格で入札した者と随意契約により、予定価格を超えない範囲で契約を締結することができる。
 - 4 第14の2第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定は、再入札書の作成及び提出において準用する。

なお、この場合において、「入札書」とあるのは、「再入札書」と読み替えるものとする。ただし、再入札書を持参により提出する代理人が、初回の入札に係る入札書を提出した者と同一の場合は、委任状の提出は不要とする。

（入札の無効）

- 第16 財務規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
 - (4) 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札
- 2 前項の規定により入札を無効としたときは、その旨を入札無効通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（入札結果の公表等）

- 第17 落札者を決定したときには、特定役務調達規程第14条に定めるところにより、落札者等を県公報により公示するものとする。
- 2 入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。